

沖縄県と日本トランスオーシャン航空株式会社、琉球エアークommューター株式会社及び日本航空株式会社の間における包括的連携に関する

- ウ 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係
 - エ その他反社会的勢力等との社会的に避難されるべき関係
- (3) 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次のアからオまでのいずれかの行為も行わないこと。
- ア 暴力的な要求行為
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ウ 取引に対して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - エ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、業務を妨害する行為
 - オ その他アからエまでに準ずる行為

協 定 書

(疑義)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が協議の上定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書4通を作成し、甲及び乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年6月7日

甲 沖縄県那覇市泉崎一丁目2番2号
沖縄県知事 翁長 雄志



乙 沖縄県那覇市山下町3番24号
日本トランスオーシャン航空株式会社
代表取締役社長 丸川 潔



沖縄県那覇市山下町3番24号
琉球エアークommューター株式会社
代表取締役社長 伊礼 恭



東京都品川区東品川二丁目4番11号 野村不動産天王洲ビル
日本航空株式会社
社長執行役員 赤坂 祐二



平成30年6月

沖 縄 県
日本トランスオーシャン航空株式会社
琉球エアークommューター株式会社
日 本 航 空 株 式 会 社

沖縄県と日本トランスオーシャン航空株式会社、琉球エアークommunicuter株式会社及び日本航空株式会社の間における包括的連携に関する協定書

沖縄県（以下「甲」という。）と日本トランスオーシャン航空株式会社、琉球エアークommunicuter株式会社及び日本航空株式会社（以下「乙」という。）とは、沖縄県における連携事業の実施について以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、沖縄21世紀ビジョンの基本理念である「時代を切り拓き、世界と交流し、ともに支え合う平和で豊かな「美ら島」おきなわ」を実現するため、甲及び乙が有する資源の効果的な活用と、相互の緊密な連携及び協力により、沖縄21世紀ビジョンに掲げられた「目指すべき将来像」の実現に向けた施策を実施し、沖縄のさらなる振興と地域社会の永続的な発展に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、乙が地域に長年根差した航空会社であることを鑑み、沖縄21世紀ビジョン基本計画に掲げる次の施策について連携し協力する。

- （1）国際的な沖縄観光ブランドの確立に関すること。
- （2）ものづくり産業の振興と地域ブランドの形成に関すること。
- （3）伝統文化の保全・継承及び新たな文化の創造に関すること。
- （4）離島を含む地域社会の産業振興と活性化に関すること。
- （5）自然環境の保全・再生・適正利用に関すること。
- （6）子ども・若者の育成支援に関すること。
- （7）その他、沖縄21世紀ビジョン基本計画に掲げられた施策の推進に関すること。

2 前項の連携及び協力の実施時期、実施方法など具体的な事項については、甲乙協議の上、別途定める。

（連携・協力の要請）

第3条 甲は、前条第1項各号に掲げる項目を実施するときは、乙に連携及び協力を要請することができる。この場合において、乙は事業に支障のない範囲内でこれに応えるよう努めるものとする。

2 乙は、前項の規定による要請を受けた場合において、甲に周知に係る連携

及び協力を要請することができる。この場合において、甲は、事業に支障のない範囲内でこれに応えるよう努めるものとする。

3 甲及び乙は、前2項の規定による要請を行うときは、連携事業の目的等を個別具体的に明示した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電子メール等で要請し、その後速やかに書面により通知するものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、第2条及び前条の規定による連携及び協力の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示し、又は漏洩してはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に規定する義務を負うものとする。

（変更及び解除）

第5条 甲又は乙が本協定の内容の変更又は解除を申し出た場合は、甲及び乙は協議の上、必要に応じて本協定の変更又は解除を行うものとする。

（反社会的勢力の排除による解除）

第6条 甲及び乙は、相手方が次の各号に違反していると合理的に判断した場合は、相手方に対して何らの通知、催告を要せず、また自己の債務の履行提供をせずに直ちに、契約の全部又は一部を解除することができる。また、これにより損害が生じた場合は、相手方が賠償するものとする。

（1）甲及び乙は、現在又は将来にわたって、次のアからカまでの反社会的勢力のいずれかに該当しないこと。

- ア 暴力団
- イ 暴力団員
- ウ 暴力団準構成員
- エ 暴力団関係企業
- オ 総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ等
- カ その他アからオまでに準ずるもの

（2）甲及び乙は、現在又は将来にわたって、前号の反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交友関係にある者（以下、「反社会的勢力等」と言う。）と次のアからエまでのいずれかに該当する関係を有しないこと。

- ア 反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係
- イ 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係